

横浜市へは、コピー（謄本）を提出してください。
 原本は、法人で保管してください。

（法人成立後用）

誓約及び就任承諾書

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○
 （代表者） 理事長 横浜 太郎 様

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約するとともに、特定非営利活動法人○○○○の理事に就任することを承諾します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総会（理事会）で選任された日から就任日までの間の日付が入ります。

ここに入るのは「理事」又は「監事」のどちらかです。

住所又は居所 横浜市中区港町1丁目1番地

各役員の住所又は居所を証する書面について

- ① 住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワークでの確認が可能です。横浜市が同ネットワークにより確認をすることに同意する方については、住所又は居所を証する書面（住民票の写し）の添付は不要です。
- ② ①以外の方については、住所又は居所を証する書面の添付が必要になります。

（ふりがな） よこはま まるこ
 氏 名 横浜 ○子 印

住所、氏名とも住民票の記載どおりとしてください。
 署名（直筆）の場合、押印は省略してあっても構いません。

（役員欠格事由）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（中略）に違反したことにより、又は刑法（中略）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（役員親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。